



## 2 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書から源泉徴収簿への記入

### 令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 <b>神田</b>	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) ヤマカワ タロウ	記載のしかたはこちら
給与の支払者の法人番号 11121233445561617	あなたの氏名 山川 太郎	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	QRコード
給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	配偶者の住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	

#### ～記載に当たってのご注意～

- ① 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
  - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の両方に記載してください。
  - 上記以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。
- ② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

#### ◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。  
○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅰ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
山川 明子	212131414151616177	昭和55年10月5日

配偶者の生年月日欄に「6」または「7」を記入する場合は、配偶者の住所又は居所と異なる配偶者であることを示すため、生計を一にする事実を記載してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

#### ◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額(①+②の合計額)		6,973,000

○ 控除額の計算

区分	控除額
基礎控除の額	480,000

#### ○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①+②の合計額)		400,000

48万円以下かつ年齢70歳以上  
(昭和1.1以前生)

48万円以下かつ年齢70歳未満

48万円超95万円以下

95万円超133万円以下

配偶者控除の額  
380,000

配偶者特別控除の額

#### ○ 控除額の計算

区分Ⅱ	①	②	③	④	控除額
A	48万円	38万円	38万円	180万円	380,000
B	32万円	26万円	24万円	21万円	18万円
C	16万円	13万円	12万円	11万円	9万円

#### ◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の1を記載してください。なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件についてチェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	扶養親族等	特別障害者
あなた自身が特別障害者	扶養親族が特別障害者	扶養親族が特別障害者
同一生計配偶者又は特別障害者	扶養親族が特別障害者	扶養親族が特別障害者
扶養親族が特別障害者	扶養親族が特別障害者	扶養親族が特別障害者
扶養親族が年齢23歳未満(平成13.12以後生)	扶養親族が特別障害者	扶養親族が特別障害者

甲種乙種

所属	経理課	職名	経理係長	住所	東京都練馬区栄町23-7	氏名	山川 太郎	整理番号	8
区分	月	支給総額	社会保険料等控除後の給与等の金額	基礎控除額	算出税額	年末調整による不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	同上の税額又は徴収税額
1	1:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420		
2	2:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420		
3	3:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420		
4	4:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		
5	5:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		
6	6:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		
7	7:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		
8	8:21	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		
9	9:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		
10	10:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		
11	11:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		
12	12:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160		
計		7,170,000	1,104,222	6,065,778		107,700	107,700		
6	6:9	900,000	140,940	759,060	5	93,000	93,000		
12	12:25	900,000	140,940	759,060	5	93,000	93,000		
計		1,800,000	281,880	1,518,120		93,000	93,000		

令和5年分 給与所得に対する源泉徴収簿

区分	金額	税額
給与・手当等	7,170,000	107,700
賞与等	1,800,000	93,000
計	8,970,000	200,700
給与所得控除後の給与等の金額	7,020,000	
所得金額調整控除額	47,000	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	6,973,000	
社会保険料等からの控除分	1,386,102	
配偶者の合計所得金額	400,000	
基礎控除額	480,000	
所得控除額の合計額	2,696,102	
差引課税給与所得金額	2,696,000	172,100
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	126,500	
年調所得税額	45,600	
年調年税額	46,500	
差引	154,200	
超過額	154,200	
不足額	154,200	

3 保険料控除申告書から源泉徴収簿への記入

令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	記載のしきたりはこちら 山川 太郎
税務署長	給与の支払者の法人番号 1   1   2   2   3   3   4   4   5   5   6   6   7	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7	QRコード 保

保険会社等 ●●生命	保険等 養老	期間 10年	契約者の氏名 山川太郎	保険金等の受取人 山川明子	新・旧 新	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(保険料)を控除した金額 25,000	給与の支払者の承認 25,000
××生命	養老	10年	〃	〃	新	80,000	80,000
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A 25,000 (a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 80,000 (a)の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額 ① 22,500 (a)の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額 ② 45,000 ①と②のいずれか大きい金額 ④ 45,000							(a)の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額 ③ 40,000 (a)の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額 ⑤ 27,500 ③と⑤のいずれか大きい金額 ⑥ 40,000
計算式Ⅰ(新保険料等専用)※ A, C又はDの金額 20,000円以下 A, C又はDの金額 20,001円から40,000円まで (A, C又はD) × 1/2 + 10,000円 40,001円から80,000円まで (A, C又はD) × 1/4 + 20,000円 80,001円以上 一律に40,000円							計算式Ⅱ(旧保険料等専用)※ B又はEの金額 25,000円以下 B又はEの金額 25,001円から50,000円まで (B又はE) × 1/2 + 12,500円 50,001円から100,000円まで (B又はE) × 1/4 + 25,000円 100,001円以上 一律に50,000円
生命保険料控除額計(④+⑥+⑦) 120,000							生命保険料控除額計(③+⑤+⑧) 120,000

令和5年分 給与所得に対する源泉徴収簿

所属 経理課	職名 経理係長	住所 東京都練馬区栄町23-7	氏名 山川 太郎	整理番号 8										
区分	支給 年月日	支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整不足額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	同し還付又は徴収した税額	月別還付又は徴収した税額	差引徴収高	月別還付又は徴収した税額	差引徴収高
1	1:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420						
2	2:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420						
3	3:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420						
4	4:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160						
5	5:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160						
6	6:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160						
7	7:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160						
8	8:21	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160						
9	9:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160						
10	10:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160						
11	11:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160						
12	12:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160						
計		① 7,170,000	② 1,104,222	6,065,778		③ 107,700								
6	6:9	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000						
12	12:25	900,000	140,940	759,060	5	93,000	▲154,200	▲154,200						
計		④ 1,800,000	⑤ 281,880	1,518,120		⑥ 93,000	▲154,200							

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

#### 4 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算と源泉徴収簿の記入

(給与所得控除後の金額の算出表)

区分	月日	支給額	社会保険料等の控除額	給与等の金額	算出税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	
							超過額	不足額
令和5年分給与所得に対する源泉徴収簿	1:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420	
	2:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420	
	3:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420	
	4:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	5:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	6:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	7:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	8:21	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	9:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	10:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	11:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	12:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
計		7,170,000	1,104,222	6,065,778		107,700		
6:6	9	900,000	140,940	759,060	5	93,000	93,000	
12:12:25		900,000	140,940	759,060	5	93,000	93,000	
計		1,800,000	281,880	1,518,120		93,000	93,000	

  

区分	金額	税額
給与・手当等	7,170,000	107,700
賞与	1,800,000	93,000
計	8,970,000	200,700
給与所得控除後の給与等の金額	7,020,000	
所得金額調整控除額	47,000	
給与所得控除後の給与等の金額	6,973,000	
社会保険料等の控除分	1,386,102	
控除額	0	
生命保険料の控除額	120,000	
地震保険料の控除額	50,000	
配偶者(特別)控除額	380,000	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	1,860,000	
基礎控除額	480,000	
所得控除額の合計額	4,276,102	
差引課税給与所得金額	2,696,000	172,100
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	126,500	
年調所得税額	45,600	
年調年税額	46,500	
差引(超過額)又は不足額	154,200	
超過額	154,200	
不足額	154,200	

#### 5 算出所得税額の計算と源泉徴収簿の記入

区分	月日	支給額	社会保険料等の控除額	給与等の金額	算出税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	
							超過額	不足額
令和5年分給与所得に対する源泉徴収簿	1:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420	
	2:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420	
	3:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420	
	4:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	5:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	6:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	7:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	8:21	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	9:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	10:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	11:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
	12:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	
計		7,170,000	1,104,222	6,065,778		107,700		
6:6	9	900,000	140,940	759,060	5	93,000	93,000	
12:12:25		900,000	140,940	759,060	5	93,000	93,000	
計		1,800,000	281,880	1,518,120		93,000	93,000	

  

区分	金額	税額
給与・手当等	7,170,000	107,700
賞与	1,800,000	93,000
計	8,970,000	200,700
給与所得控除後の給与等の金額	7,020,000	
所得金額調整控除額	47,000	
給与所得控除後の給与等の金額	6,973,000	
社会保険料等の控除分	1,386,102	
控除額	0	
生命保険料の控除額	120,000	
地震保険料の控除額	50,000	
配偶者(特別)控除額	380,000	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	1,860,000	
基礎控除額	480,000	
所得控除額の合計額	4,276,102	
差引課税給与所得金額	2,696,000	172,100
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	126,500	
年調所得税額	45,600	
年調年税額	46,500	
差引(超過額)又は不足額	154,200	
超過額	154,200	
不足額	154,200	

(令和5年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000円超	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円超	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円超	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円超	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円
18,000,000円超	40%	2,796,000円	(A) × 40% - 2,796,000円



6 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書から源泉徴収簿への記入及び年調年税額の計算・記入

平成35年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与支払者受付印  
(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

給与支払者の名称(氏名)	〇〇〇〇株式会社	(フリガナ)	ヤマカワロウ	あなたの氏名	山川太郎
給与支払者の法人(個人)番号	XXXXXXXXXXXX	あなたの個人番号	XXXXXXXXXXXX		
給与支払者の所在地(住所)	東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町23-7		

項目	③住宅のみ	④土地等のみ	⑤住宅及び土地等	増改築等に係る借入金等の年次残高	増改築等に係る借入金等の年次残高
新築又は購入に係る借入金等の年次残高			12,650,000		
家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	17,000,000	31,000,000	増改築等の費用の額	
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住部分の床面積又は面積の占める割合	120.00 120.00	140.00 140.00	100	増改築等の費用の額のうち居住部分の費用の額の占める割合	
取得対価の額に係る借入金等の年次残高(①と②の少ない方)			12,650,000	増改築等の費用の額に係る借入金等の年次残高(④と⑤の少ない方)	
居住部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年次残高(④×③)			12,650,000	居住部分の増改築等に係る借入金等の年次残高(⑤×⑤)	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上の年次残高(⑥+⑦)			12,650,000	年所得の見積額	6,973,000
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)				連帯債務による住宅借入金等の年次残高	
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年次残高(⑧と⑨の少ない方)(備考の(注2)参照)					
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑧×1%)			126,500		

○この申告書及び証明書を、平成35年まで保存し、平成35年分の年末調整を受ける時までに給与支払者に提出してください。

◎この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。  
◎この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。  
◎下の証明書は、切り離さないでください。

平成35年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

176-0006

左記の方が、平成26年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

東京都練馬区栄町23-7

平成27年10月16日

山川太郎様 練馬東 税務署長 財務事務室〇〇〇

芝税務署長印

項目	家屋又は購入した家屋に係る事項	増改築等をした部分に係る事項	
居住開始年月日	平成26年3月12日	居住開始年月日	年月日
家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	増改築等の費用の額	
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	120.00	⑤のうち居住部分の費用の額	
③又は④のうち居住部分の床面積又は面積	120.00	特定増改築等の費用の額(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	155,400

(平成26年中居住者用)

所属	経理課	職名	経理係長	住所	東京都練馬区栄町23-7	氏名	山川太郎	整理番号	8
区分	支払	総支給金額	社会保険料控除額	社会保険料等の特等給付金の額	技術職等の数	算出税額	年末調整による不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
1	20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
2	20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
3	20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
4	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
5	19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
6	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
7	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
8	21	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
9	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
10	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
11	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
12	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
計		7,170,000	1,104,222	6,065,778		107,700		93,000	
6	9	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000	
12	25	900,000	140,940	759,060	5	93,000		154,200	
計		1,800,000	281,880	1,518,120		93,000		154,200	

区	分	金額	税額
給料・手当等	①	7,170,000	107,700
賞与等	②	1,800,000	93,000
計	③	8,970,000	200,700
給与所得控除後の給与等の金額	④	7,020,000	
所得金額調整控除額(④×10%)	⑤	47,000	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑥	6,973,000	
社会保険料等からの控除分(⑦+⑧)	⑦	1,386,102	
申告による社会保険料の控除分	⑧	0	
控除額	⑨	0	
生命保険料の控除額	⑩	120,000	
地震保険料の控除額	⑪	50,000	
配偶者(特別)控除額	⑫	380,000	
公共控除額及び障害等の特等給付金の合計額	⑬	1,860,000	
基礎控除額	⑭	480,000	
所得控除額の合計額(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	⑮	4,276,102	
差引課税所得金額(⑥-⑮)及び算出所得税額	⑯	2,696,900	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑰	126,500	
年調所得税額(⑯-⑰、マイナスの場合は0)	⑱	45,600	
年調年税額(⑱×102.1%)	⑲	46,500	
差引(超過額又は不足額)(⑲-⑳)	㉑	154,200	
超過額	㉒		
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉓		
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉔		
差引還付する金額(㉓-㉔)	㉕	154,200	
以上の本年中に還付する金額	㉖	154,200	
うち、翌年において還付する金額	㉗		
不足額	㉘		
本年最後の給与から徴収する金額	㉙		
翌年に繰り越して徴収する金額	㉚		

(45,600円×102.1%)  
(100円未満切捨て)

